

ハラスメントをめぐる法律と職場における実務対応

～各種ハラスメントの法的理解と企業としての調査と判断実務のポイント～

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 11月 7日(木) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

本年5月に、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法が改正され、パワーハラスメント防止対策の法制化とともに、その他のハラスメントを含めた防止対策の実効性の向上のために、各種ハラスメントの防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されることになり、早ければ来年4月以降、企業規模等に応じて順次施行されることが予定されています。各種ハラスメントによる就業環境の悪化は、被害者にとっての権利侵害だけでなく、企業にとっても人材流出などの損失にも繋がるなど放置することのできない問題です。そこで、本セミナーでは、セクハラ・パワハラ・マタハラという各種ハラスメントの法的な理解と企業としてハラスメント事案の調査やその結果を踏まえて懲戒処分などの要否等を判断する際の法的留意点を近時の法改正と最新判例に基づいて解説致します。

講師 石峯・山中総合法律事務所 代表パートナー 弁護士 山中健児 氏

【ご略歴】1994年 司法試験合格。1996年 京都大学大学院法学研究科修士課程修了。1998年 司法修習終了(50期)、弁護士登録(第一東京弁護士会)、石寄信憲法律事務所入所。2007年8月 パートナー就任。2013年1月 代表パートナー就任。2017年1月 厚生労働省「転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)」策定に向けた研究会委員(～2017年3月)。2017年4月 第一東京弁護士会副会長(平成29年度)。2018年6月 厚生労働省 在宅就業者総合支援事業検討委員会委員(～2019年3月)。現在 専修大学法科大学院客員教授、大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授、中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)客員教授 関東弁護士会連合会理事※主に人事労務、会社法を中心とする企業法務を専門として顧問先企業のアドバイスや法廷活動などを行っているほか、企業や団体のコンプライアンス委員会の委員や各種公開セミナー、企業内研修の講師としても活躍中である。

《申込方法》当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191464-0505 (※) ハラスメントをめぐる法律と職場における実務対応

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

・プログラム・

1. ハラスメント問題と人事労務管理

(1) 各種ハラスメントの用語整理

- ①セクシャルハラスメント
- ②パワーハラスメント
- ③マタニティーハラスメント
- ④その他

(2) 企業におけるハラスメント対策の重要性

(3) 改正法が求めるハラスメント防止対策の内容

- ①企業として取り組み
- ②労働行政の関わり方

2. ハラスメントをめぐる企業の法的責任

(1) ハラスメントの判断基準

(2) 関係当事者毎にみた法的責任が問題となる事例とは

- ①被害者と加害者の関係
- ②被害者と使用者の関係
- ③調査担当者と加害者・被害者の関係

(3) ハラスメントと健康被害

- ①労災補償責任
- ②民事損害賠償責任

3. ハラスメント事案の調査と判断

(1) 申し出があった際の初期対応と注意点

- ①どこが窓口となるか
- ②初期の段階での確認ポイント

(2) 調査の方法と注意点

- ①どのように調査を行うか
- ②ヒヤリング調査にあたっての注意点
- ③被害者と加害者の言い分が食い違う場合の対応

(3) 懲戒処分の要否と量刑判断

- ①懲戒処分を行うか否かの判断基準
- ②懲戒処分以外の対応

4. まとめと質疑応答

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。